



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 30 年 8 月 25 日

30 年夏号

No.40

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 石谷 秀志
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 真奥 隆・岩間新吾・田中俊英・根尾玲子・杉本あすか



『マッターホルン』
(スイス)



<写真：原 正人 先生>

【30 年夏号 主な内容】

- | | | | |
|-----|--|-----|--|
| 1 面 | 写真『マッターホルン』 | 6 面 | 寄稿『ミュージカル「キャッツ」鑑賞記』 |
| 2 面 | 笠井副支部長あいさつ
泉大津税務署長あいさつ | | 寄稿『支部ゴルフに参加して』 |
| 3 面 | 成年後見制度について | 7 面 | 会員の異動 |
| 4 面 | 第 39 回誌上研修
『小規模宅地等の特例の適用要件の見直しについて』 | 8 面 | 租税教育推進委員会より
最新研修ビデオの紹介、
原稿・写真募集、編集後記 |



ご挨拶

副支部長 笠井 慎五

残暑厳しき折、支部会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、支部会務運営につきご協力賜りまして心より御礼申し上げます。

去る6月5日の第38回支部定期総会では、全ての議案につき可決承認を頂き、石谷支部長体制も無事4年目を迎えることが出来ました。私は、昨年の定期総会で副支部長を拝命し、税務支援対策及び業務支援対策の委員会を担当しております。

税務支援対策委員会に関しましては、確定申告期の税務支援事業を進めていくにあたり、支部会員の皆様のご協力を頂き、これまでも大きなトラブルなく行えております。平成29年分では、各会場、特にシティプラザ会場におきまして、これまでに例をみない程スムーズに会場運営をすることができました。各行政機関との円滑な連携もありますが、支部会員先生方のご協力があることであったと考えております。

平成29年分の確定申告時期の税務相談では、前年に比べ相談実施日数が増え、支部会員先生に対しては負担増となってしまいました。平成30年分の確定申告時期の税務相談会場の運営に関しても、行政機関との事前協議を始めております。まだ、先の話ではあり不確定のところも多々ありますが、今のところ大きな変更は予定せず協議を進めております。税理士として一年間で一番の繁忙期ではございますが、来年も支部会員先生方には、税務支援対策委員会としてご協力をお願いすることになるかと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

また、本号の後ろの項に、業務対策委員会でも進めております「成年後見支援センター」に関するお知らせもございますので、ご一読頂ければと思います。

まだまだ、暑い日が続きますので、お体ご自愛頂きましてお過ごしください。



着任のあいさつ

泉大津税務署長 漢 昭弘

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。この度の定期人事異動により東京国税局課税第一部企画調整官から赴任してまいりました漢でございます。

泉大津税務署管内における納税道義は、皆様方の御尽力のおかげをもちまして、非常に高い水準にあると聞いており、この地に勤務できることを大変光栄に思っております。微力ではございますが全力を尽くす所存ですので、市原前署長と同様に、御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く経済・社会の環境が変化する中、来年10月からの消費税率引き上げ、それに伴う軽減税率制度の導入などにより税に関する関心は高まりつつあります。このような状況下において、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実施する」という国税庁の使命を果たしていくためには、更なる納税者サービスの向上に努めるとともに、適正・公平な課税、徴収を行うことにより納税者の皆様方からの負託に応え、税務署に対する理解と信頼を得ることが重要と考えています。

しかしながら、これらのことは私どもの力だけで成し遂げることは容易ではなく、税理士の皆様方の御理解と御協力が不可欠であります。

どうか今後とも、税務行政の良き理解者として、引き続き、確定申告期における無料税務相談や諸団体等の税務相談への対応と合わせて、e-Taxや自宅等からのICT申告の利用拡大についても、多大なる御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

近畿税理士会 成年後見支援センター

「自分らしく」「安心して」生活することを税理士が支援します！

社会貢献

～税理士としての
知識や経験を活かして～

私たち税理士は税と会計の専門家としての豊富な知識と経験を活かし、成年後見制度を通して、あなたの貴重な財産の保全と適切な管理をします。

成年後見制度には**2つの制度**があります

法定後見制度

すでに判断能力が不十分になった方の法律面・生活面の支援をするために、本人や親族などが家庭裁判所に申立てをして、成年後見人等を選任してもらう制度です。

家庭裁判所に申立てを

任意後見制度

本人の判断能力があるときに、あらかじめ信頼できる代理人を定めて、公正証書により契約しておく制度です。

将来の不安に備えて契約を

成年後見制度とは
認知症などで判断能力の不十分な方が
「自分らしく」「安心して」
生活するための制度です。

お気軽にご相談ください！

- 成年後見制度を利用するにはどうすればいいの？
- 将来、判断能力が低下したときの金銭管理が不安
- 認知症の母のために、介護サービスを利用したい

成年後見制度の利用を必要とする方やそのご家族・支援者のご相談に、税理士が応じます！

秘密厳守

相談内容に関する秘密事項は厳守されます。

※提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料・相談事例として利用します。

相談室のご案内

相談日	毎週水曜日（祝日・8/13～16・12/25～1/7等を除く）
相談時間	午前10時～正午／午後1時～午後4時（受付は午後3時30分まで）
相談方法	電話または面談（要事前予約）
電話相談	06-6809-3680
電話面談予約	06-6941-2922
受付時間	月～金・午前9時～正午／午後1時～午後5時
相談室	近畿税理士会館2階（大阪市中央区谷町1-5-4）

近畿税理士会 成年後見支援センター <http://www.kinzei.or.jp/seinenkouken/menu.html>

泉大津支部においても、業務対策委員会が近畿税理士会と連携して、成年後見を支援しています。



第 39 回誌上研修

小規模宅地等の特例の適用要件の見直しについて

研修委員 永谷 博子

平成 30 年度税制改正のうち、資産課税で特に大きな改正となったのが小規模宅地等の特例です。以下、適用要件の改正事項について再確認をしていきたいと思えます。

1. 小規模宅地等の特例の創設趣旨

小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業用又は居住用に供されていた宅地等が相続人の生活の基盤そのものであり、相続人が事業又は居住を継続していく上で欠くことができないため、事業用又は居住用宅地等の相続税の課税価格を軽減することで相続人の事業又は居住の継続等に配慮することを目的として昭和 58 年に創設された制度です。

2. 改正内容

今回の改正は制度目的に沿っていない形式だけ整えるような本来の趣旨とは異なる特例の利用が多数、行われるようになったため以下の見直しが行われました。

- (1) 「家なき子」の要件の見直し (持ち家に居住していない被相続人の親族、以下「家なき子」という。) 持ち家に居住していない人に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲が縮小されます。
- (2) 貸付事業用宅地等の範囲の見直し 相続開始前 3 年以内に貸付事業を開始した宅地等が除外されることになりました。ただし、相続開始前 3 年を超えて事業的規模で貸付事業を行っていた場合を除きます。
- (3) 被相続人の居住の用に供されていた宅地等の範囲の見直し 介護医療院 (平成 30 年 4 月より創設された新たな介護保険施設) に入所したことにより、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、被相続人の居住の用に供されていたものとして取り扱われることになりました。

3. 適用時期

平成 30 年 4 月 1 日以後に発生した相続または遺贈により取得する宅地等に係る相続税について適用されます。(附則第 118 条①)

4. 家なき子の要件

(1) 改正前の家なき子の要件

改正前の「家なき子」の要件を再確認してみましょう。「家なき子」については下記の①から③の全てに該当する場合で、かつ、次の④及び⑤の要件を満たすものでした。

- ① 相続開始の時ににおいて、被相続人が一時居住被相続人、非居住被相続人又は非居住外国人であり、かつ、取得者が一時居住者又は日本国籍及び日本国内に住所を有していない人ではないこと。
- ② 被相続人に配偶者がいないこと。
- ③ 被相続人に、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族でその被相続人の相続人 (相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合の相続人) である人がいないこと。
- ④ 相続開始前 3 年以内に日本国内にあるその人又はその人の配偶者の所有する家屋 (相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除きます。) に居住したことがないこと。
- ⑤ その宅地等を相続税の申告期限まで有していること。

(家なき子の特例適用の趣旨)

いわゆる「家なき子」について特例の適用が認められるのは、転勤などで亡き親の家に住むことができない子についても、実家に戻れる状況になったときに住むことができるよう、手当てされたものといわれています。

(2) 改正後の家なき子の要件

改正後は要件が厳しくなり「家なき子」の対象者の範囲から下記に掲げる者が除外されます。

- ① 相続開始前 3 年以内に、その者の 3 親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
- ② 相続開始時ににおいて居住の用に供している家屋を過去に所有していたことがある者

5. 経過措置

今回の改正は納税者に不利な改正であることを考慮し経過措置が設けられています。

- (1) 平成 30 年 3 月 31 日において平成 30 年度改正前の家なき子特例の要件を満たす場合、平成 32 年 3 月 31 日までに発生した相続等に限り改正前の要件をもって家なき子特例を適用できます。(附則第 118 条②)
平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの相続等において、平成 30 年 3 月 31 日時点(以下「改正前」という。)に相続等があったものとした場合に改正前の家なき子特例の要件を満たすことになる宅地等(経過措置対象宅地等)については、改正前の家なき子特例の要件を満たしていれば本特例を適用できます。
(留意点)
 - ① 家なき子には「相続開始前 3 年間は持ち家に居住したことがないこと」という要件があるため平成 30 年 3 月 31 日以後に持ち家を売却しても改正前に相続があったものとした場合には家なき子には該当しません。新要件が適用となります。
 - ② 改正前の要件を満たす「経過措置対象宅地等」のみが対象です。被相続人の自宅の敷地を売却等し、その後に別の土地に自宅として居住してから相続が生じた場合この敷地は「経過措置対象宅地等」に該当しません。新要件が適用となります。
 - ③ 実際に相続する時に相続する者が改正前において家なき子であることが必要です。
 - ④ 相続時においても改正前の要件を満たすことが必要です。改正前に親族が家なき子に該当していたとしても、その後親族が自宅を購入するなどして、実際の相続時に改正前の要件を満たさなくなる場合は、家なき子として本特例の適用は受けられません。
- (2) 平成 32 年 3 月 31 日において被相続人の自宅(経過措置対象宅地等)が建替え中で新築又は増築その他の工事が行われており、かつ工事完了前に相続等が発生し、同居予定だった親族が相続等により当該経過措置対象宅地等を取得し、当該相続に係る申告期限までに当該建物を自己の居住の用に供したときに限り、同居親族とみなして本特例を適用します。(附則第 118 条③)
- (3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に相続又は遺贈により取得をする宅地等については、平成 30 年 4 月 1 日以後新たに貸付事業の用に供された宅地等を貸付事業用宅地等の範囲から除くこととされました。(附則第 118 条④)

6. 節税対策に影響

- (1) 相続人である子が全員別居しているような場合には小規模宅地等の特例を受けることができず、地価の高い居住用宅地等を所有している一人暮らしの親の相続が発生すると相続税の負担が大きくなっていくケースが多く改正前では家なき子に該当させるように、様々な対策が行われてきました。
例① 子(または配偶者)が所有していた持ち家を親族に売却してそのまま「賃貸」という形式をとり、その家に住み続ける方法。
例② 被相続人の名義で自宅を購入しそこに居住をする形式をとって 3 年間経過により家なき子の要件を満たす方法。
例③ 遺言書により、持ち家のない孫に自宅を引き継がせることによって、家なき子の特例を受ける方法。
以上のような節税対策が行われているスキームがありましたがそもそもの制度趣旨から逸脱した行為であると指摘されており今回の改正でこれらのような形式だけ整えるような方法では小規模宅地等の特例を適用できなくなりました。
- (2) 相続開始前 3 年以内に貸付事業の用に供した宅地等は特例の対象外となるため、相続開始直前に購入し賃貸の用に供した物件については今回の小規模宅地等の特例が適用できなくなりました。また事業的規模に限られ、いわゆるタワーマンションなど 1 室のみ貸付けるような小規模な貸付けは適用除外となりました。

7. 小規模宅地等の特例の再検討

小規模宅地等の特例を別居している親族が適用できるような遺言を作成し相続対策を考えている場合等にはその見直しを検討する必要があるとあり、また経過措置については今年だけではなく、それ以降の相続等においても適用があるかどうか再確認する必要があります。



<参考文献> 平成 30 年度税制改正大綱
国税庁HP・週刊税務通信



ミュージカル「キャッツ」鑑賞記

榎本 善夫

4月18日支部主催の「キャッツ」を鑑賞してきました。

大阪公演は5月で終了するのでちょうどいいタイミングでした。このような機会を与えて頂いた支部長はじめ担当役員の皆さんに心より感謝致します。

ストーリーは思っていたより分かりにくいもので、おそらく予習をしないで観ると楽しさは半減すると思います。会場は劇団四季単独のホールであり、しかもロングランの為、ホールと舞台セット(側壁も含む)が一体化していて、さらに曲の構成・パフォーマンス等素晴らしいものでした。

有名な"メモリー"の曲は主題(モチーフ)として何度も数名の歌手(役者)によって繰り返し歌われ、歌手によってキーが半音一音上下していました。もう一つの主題(モチーフ)は、「ジェリクルキャッツ」(日本人歌手が発音するとかなり聴き辛い)。逆境に負けずにしたたかに生き抜く個性と行動力をもった猫たちの物語なのです。

メロディは全体的に60~70年代のものが多く(初演が1981年)私の世代には受け入れやすいものでした。途中中国っぽい音楽もありました。

盛り上がる部分(サビ)はかなり音響効果を使っていたと思います。ホントに楽しい至福のひと時でした。



支部ゴルフに参加して

吉田 弘継

去る7月12日(木)、泉南カンツリーにて泉大津支部ゴルフが開催されました。

先日までの「西日本豪雨」が嘘のようにコースコンディションはよく、蒸し暑いなか、6組21名が腕を競いました。

私は、前回コンペでブービーとなり、前回優勝の赤坂先生と共に、幹事としての参加でした。コンペ開催の準備を行いながら、幹事として恥ずかしくない成績をと、気合を入れて参加しました。

当日は、石谷支部長、川上先生、日生の文箭さんと、気持ちのよいメンバーに恵まれ、楽しくラウンドできました。

今回の私の成績は、①ハンディに恵まれていたこと、②泉南カンツリーは頻繁に来ており慣れていること、③不得意なバンカーにそれほど餌食にならなかったこと、これが原因と考えております。しかし、原因はこれだけではありません。何より、(秘かに)「川上先生に勝とう!」とライバル心を燃やしていたこと、本当の原因はこれに尽きます。川上先生、ありがとうございます!おかげさまで、優勝できました。

今回の優勝で、次回のフェニックスカントリーも幹事となりました。宮崎では連覇を目指し、精進したいと思います。

今後も、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。



会 員 の 異 動

平成 30 年 8 月 15 日現在…会員数 128 名（内税理士法人 3）

<入 会>



H30.3.22

西辻 茂樹 先生 登録番号：137764 生年月日：S37.10.30
泉大津市清水町 4-8 TEL：090-2351-5821



H30.3.22

宮本 敦史先生 登録番号：137766 生年月日：S51.11.17
高石市西取石 7-8-2-2 中原弘一朗税理士事務所 TEL：072-267-3666 FAX：072-267-3667



H30.3.22

米屋 裕生 先生 登録番号：137784 生年月日：S63.12.27
和泉市桑原町 247-6 税理士法人パートナーズ関西 TEL：0725-45-0063 FAX：0725-44-1832

<転 入>



H30.4.1

奈須田 徳郎 先生（東大阪支部より） 登録番号：127798 生年月日：S28.7.21
和泉市いぶき野 4-1-2-309 TEL：0725-55-7309



H30.7.6

浅井 秀雄 先生（天王寺支部より） 登録番号：110656 生年月日：S22.12.7
泉北郡忠岡町忠岡北 1-1-37 TEL：0725-23-0074



H30.8.2

金井 みどり 先生（八尾支部より） 登録番号：115164 生年月日：S47.12.10
泉大津市田中町 10-7 泉大津商工会議所 5F506 号室 東北篤税理士事務所
TEL：0725-32-5030 FAX：0725-90-5031

<業務廃止>

H30.2.1 時實 祐子 先生



<ご 逝 去>

～謹んでお悔やみ申し上げます～

H30.1.14 森田 拓 先生（準会員）

H30.1.23 小方 一男 先生

H30.3.14 森永 牧雄 先生

共に助けあい、共に支えあう

～組合事業に参加・協力を～

保険事業・阪奈積立年金制度・共済制度・あっせん事業

win  win



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4（延壽税理士会館11F） TEL (06) 6941-6888 FAX (06) 6947-2800

<http://www.hanna-zeikyo.jp>

租税教室講師してみませんか？



平素は支部の租税教育活動に多大なるご理解とご協力いただきましてありがとうございます。平成30年7月9日に高石中学校3年生5クラス201名の租税教室があり、講師として支部会員の先生を5名派遣いたしました。租税教室の内容としては、日本税理士会連合会発行の「税って何かな？」の教材を中心にDVD「アナザーワールド」や1億円のレプリカを使用して生徒たちに税の基本的な勉強をしてもらいました。

平成30年6月14日に南松尾はつが野学園で「租税教育推進の街 いずみ」の宣言式が行われ、平成30年度の租税教室講師派遣依頼も増えることが予想され講師不足が懸念されています。講師を引受けていただける先生は、泉大津支部事務局までご連絡ください。宜しく願いいたします。

最新研修ビデオの紹介

<マルチメディア研修（日税連）>

「マイナンバー導入後の定着に向けて」
「社会福祉法人制度改革に関する指導者研修」

<プロフェッショナルセミナー>

「税理士が知っておくべき相続・遺産分割」
「近年のニーズが高まる民事信託（家族信託）の理論的、実務的基礎知識の習得とその態様」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「平成30年度 税制改正の解説」

<近畿税理士会主催>

「税理士法違反行為Q&Aについて」
「高等学校における租税教室講師養成会議」
「中小企業支援施策研修会」

<地域研修会>

「税理士業務に役立つ、中小企業の事業承継・M&Aの実践的ノウハウ」

<全国統一研修会>

「～税理士が知っておくべき～相続税の基礎と問題事例」



原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。
写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合がありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL：0725-33-7400

FAX：0725-33-7405

e-mail：izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

平成最後の夏は大阪北部地震に、豪雨災害、そして、記録的猛暑に見舞われ、皆様、体調など崩されていませんか。残暑お見舞い申し上げます。

永谷先生、勉強になる誌上研修有難うございます。キャッツの観劇にいかれた先生方はリフレッシュ出来ましたでしょうか。支部では、研修はもとより支部旅行やゴルフなど、イベントを通して先生方の交流を深められれば、と思っています。新しい会員の先生も増え、会員名簿も更新します。今後とも、ご協力をお願いすることもあるかとは思いますが、その節は宜しく願い致します。(A.S)

